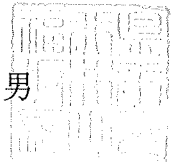


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月18日

坂井市長 坂本 憲 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

【三国町】 (4地区)

池上（見直）、川崎（見直）、横越（見直）、坂井北部丘陵地（見直）

【丸岡町】 (1地区)

鳴鹿（見直）

【坂井町】 (3地区)

田島（見直）、徳分田（見直）、上兵庫（見直）

*見直8地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月18日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地 区	法人	個人	集落営農 (任意組織)	計	地 区	法人	個人	集落営農 (任意組織)	計
池上	2	6	0	8	鳴鹿	3	8	1	12
川崎	1	2	0	3	田島	1	1	0	2
横越	1	3	1	5	徳分田	1	3	1	5
坂井北部丘陵地	14	25	0	39	上兵庫	0	5	2	7

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている 川崎、田島、徳分田、上兵庫

担い手はあるが十分でない 池上、坂井北部丘陵地、横越、鳴鹿

担い手がいない -

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

※全地区該当

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

※全地区該当

○担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

※鳴鹿以外該当

6. 地域農業の将来の在り方

【池上】

当面は現在の取り組みを維持し、地域の農地を有効に活用していく。農業の継続が困難となった場合には、本プランの見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていく。

【川崎】

担い手以外の農業者は今後も農業を続けていく意向があり、地域の水田は担い手だけでなく、それ以外の農家も水稻・大麦などの作付を行い有効に活用していく。また、(農)アグリ川崎では水稻や大麦の乾燥調製については、これまでJAの乾燥調製施設を主に利用してきたが、施設の統廃合により、利便性が低下し、作業効率や経営にも影響がでることから、事業を活用しながら乾燥調製施設を新設し経営の強化を図ることで地域農業の発展に資する。また、農地の機能維持は多面的機能支払制度を今後も活用しながら、草刈りや排水の清掃に地域全体で取り組むことで、今後も維持していく。

【横越】

当面は現在の取り組みを維持し、地域の農地を有効に活用していく。農業の継続が困難となった場合には、本プランの見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていく。

【坂井北部丘陵地】

収益の安定化に向けて複合的経営と企業的な組織経営体を育成支援する。加工・業務用実需者等と連携し、“地域一体での6次産業化”に取組み「加工・業務用野菜」で産地化を図る。インターンシップ制度や青年給付金制度等を活用した新規就農者の掘り起しや『ねこの手クラブ』を活用した期間労働力の確保を図る。農地の利用集積と耕作放棄地の解消に向けた取組みと畑作調査を実施する。既存農家や農企業、新規就農者等の意欲ある農業者に対し、遊休農地を斡旋し、農業生産額の増大を図る。

【鳴鹿】

今後も現在の取り組みを維持することで、農地の維持管理を行っていく。また中心となる経営体以外の農業者は、現在のところは自身で農業を続けていける見込みであるが、農業の継続が困難となった場合には、本プランの見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていくこととする。

【田島】

担い手以外の農業者は今後も農業を続けていく意向があり、地域の水田は担い手だけでなく、それ以外の農家も水稻・大麦などの作付を行い有効に活用していく。また、農地の機能維持は多面的機能支払制度を今後も活用しながら、草刈りや排水の清掃に地域全体で取り組むことで、今後も維持していく。

【徳分田】

令和元年に法人化した農事組合法人徳分田農園及び、佐川勝行及び佐藤善男の3経営体で、地域の9割以上の農地を耕作している現状を踏まえ、地域の大部分の農地を中間管理機構に貸し付け、再配分することで、経営農地の集約化を図り、作業効率の向上に取り組む。集落営農から法人化しても地域の農地は地権者をはじめとした地域の間人全員で維持管理を行う体制を今後も維持していく。

【上兵庫】

担い手以外の農業者は今後も農業を続けていく意向があり、地域の水田は担い手だけでなく、それ以外の農家も水稻・大麦などの作付を行い有効に活用していく。また、農地の機能維持は多面的機能支払制度を今後も活用しながら、草刈りや排水の清掃に地域全体で取り組むことで、今後も維持していく。